

平成26年12月14日執行

## 衆議院小選挙区選出議員選挙選挙公報

福島県選挙管理委員会

おかべみつのり  
プロフィール

## 略歴

生年月日：1968年9月21日（46歳）  
 安積高校卒（100期）  
 東北大医学部大学院修了  
 東北大医学部第一外科に入局  
 東北大医学部やその関連病院に勤務  
 アメリカ国立がん研究所留学  
 東北大医学部附属病院で勤務  
 郡山市などの病院に勤務  
 専門は外科

## 家族／趣味

家族：妻（元看護師）、長男（小学1年生）、次男（3歳）  
 趣味：スポーツ（野球、アイスホッケー、スキー、スノーボード、サッカー）  
 好きな言葉：日々探求。  
 元気があれば何でもできる。

## 若さと行動力で新時代を創る



民主党公認

46才

私の決意  
大義なき解散、自らの身を切る改革は行わず、国民にのみ負担を押しつけ、状況が悪くなると、延命のために解散を行ふ。このようなことを許しては日本は沈没します。私は外科の医師として、郡山市、二本松市、本宮市などの病院で診療を行ってきました。今の政府与党にNOを！高齢の方々、小さなお子さんがふるさとで暮らしていくために！若い人の雇用の充実、まちの発展のためにがんばります。

若さと行動力で新時代を創る！

福島復興大臣として、陣頭指揮を執り、被災者に寄り添い、ふるさとの復興・再生を加速化させてきた根本匠。福島復興が日本の地方創生をリードする。

## 日本を動かす。

自民党公認  
根本匠

## 政策本位の政治家 根本匠がめざす 日本“強靭化”プラン

- ①福島の復興が「地方創生」の先導役となる
- ②「アベノミクス」を継続し脱デフレ、経済再生を
- ③安定した社会保障の構築で、子育て・医療・介護・年金の充実を
- ④揺るぎない外交・安全保障政策で生命と国益を守り抜く
- ⑤気概や礼節、絆を重んじ、日本の「心」、日本人の「誇り」を取り戻す

政治家が決断し、実行し、責任をとる  
“真の政治主導”で「ほんものの政治」を遂行

## 根本匠 プロフィール

1951年郡山市生まれ。赤木小、郡山五中、安積高校、東京大学卒業後、建設省入省。1993年衆議院議員初当選。厚生政務官として年金制度や医療制度の見直し、子育て支援、介護保険の導入などに取り組む。「議員立法の根本匠」との呼び名を得。英紙Financial Timesなど海外メディアでも話題に。小泉内閣で内閣府副大臣、安倍内閣で経理大臣補佐官を務め、アジアゲートウェイ戦略などの経済成長・国家戦略を遂行。社会保障と経済政策に精通し、衆議院経済産業委員長、党広報本部長、政調副会長、国对副委員長、税調幹事等々歴任。東日本大震災直後、地元郡山市の防災対策アドバイザー、2012年12月国政復帰（6期目）。復興大臣、福島再生担当大臣就任。現在、党企画調査会長、税制調査会副会長、東日本大震災復興加速化本部常任顧問、新生自民党「東北志士の会」代表、東京農業大学客員教授、新風圧塾長等。

## 安倍政権の 暴走ストップ！ 力合わせて 政治を変えましょう

日本共産党  
よしひこ

日本共産党と  
お書きください  
(個人名は無効)

比例代表は  
日本共産党  
と  
お書きください  
(個人名は無効)

「政治とカネ」— 清潔な力で疑惑を追及  
企業・団体献金の禁止。政党助成金の廃止を

集団的自衛権  
憲法9条を生かした平和外交を

米価暴落対策—過剰米の政府買い上げを

日本共産党の  
3つの提案  
①人間らしく働ける雇用のルールを  
②社会保障へ切り替える提案です。  
③TPP撤退、農業と中小企業の振興を

アベノミクス  
「格差拡大」の暴走ストップ  
くらし第一で経済をたてなおす

財源は  
消費税10%  
「先送り」でなくキッパリ中止  
「消費税に頼らない別の道」を

「オール福島」の声を国政へ  
県内原発全基廃炉、再稼働反対、全面賠償実現、除染の促進、健康守る医療制度創設

原発  
再稼働ストップ  
「原発ゼロの日本」へ  
再稼働ストップ

消費税増税、集団的自衛権、原発再稼働  
一国民世論にそむく暴走をつづけてきた  
安倍政権。民意無視の政治がゆきづまつたあぐくの衆院解散です。この2年間の暴走をストップさせ、政治を変える絶好のチャンスがやってきました。  
「対決・対案・共同」——日本共産党は、安倍政権と正面から対決し、あらゆる問題で対案をしめし、国民と共に同じして政治を動かすためにがんばります。

【プロフィール】  
1952年、本宮市生まれ。1985年より党安達地区委員会専従。1997年より党安達地区委員長。現在、党都山・安達地区副委員長

投票日に投票できない方は、

期日前投票制度 又は 不在者投票制度 を利用しましょう。



衆議院議員総選挙 12月14日(日)投票日

※避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票ができます。

# 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査

## 投票日12月14日(日)

**投票日に投票できない方は、**

**期日前投票制度 又は 不在者投票制度 を利用しましょう!!**  
避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票ができます。

**■期間／衆議院議員総選挙 12月3日(水)～12月13日(土)**  
**國民審査 12月7日(日)～12月13日(土)**

衆議院議員総選挙と国民審査の期日前投票・不在者投票開始時期が異なるため、12月7日(日)以降でないと、両方の投票を一度に行えませんので注意してください。

**■時間／8:30～20:00** (※一部、異なる場合があります)

期日前投票所によっては、**投票できる期間や投票時間が異なる場合があります**ので、各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。福島県選挙管理委員会のホームページに県内市町村の期日前投票所及び投票時間を掲載しております。

**■場所／期日前投票：各市町村選挙管理委員会が定める場所**  
**不在者投票：滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会**

**■手続き／期日前投票：期日前投票所に行って、直接投票箱に投票します**  
(ただし、宣誓書の記載が必要となります)  
**不在者投票：以下の手続きにより投票してください**

### 1 投票用紙等を請求する

「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、住民票のある市町村の選挙管理委員会へ郵送してください（メールやFAXでの請求はできません）。

※様式は、県選挙管理委員会ホームページからもダウンロードできます。

### 2 投票用紙等を受け取る

住民票のある市町村の選挙管理委員会から、郵送されてきた封筒（投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書）を受け取ってください。  
【注意】不在者投票証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。投票ができなくなります。

### 3 滞在地（避難先）の市区町村で投票する

受け取った封筒を持参して滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会で投票してください。  
滞在地の市区町村から住民票のある市町村に投票済の投票用紙を送る必要があるため、余裕を持って早めの投票をお願いします。

## インターネットを使った選挙運動の概要

～出典：総務省～

有権者

このたびの選挙では、  
○○さんを  
当選させよう。



候補者

私は清き  
一票を！

政党等

○○党へ  
投票して  
ください！

電子メール

△△花子<△△△@△△.ne.jp>  
このたびの選挙では  
是非○○さんを  
当選させましょう。

有権者が、電子メールで  
選挙運動を行うことは禁止。



ウェブサイト等

ホームページ・ブログ・SNS(ツイッター・フェイスブック等)・動画共有サービス・動画中継サイト等  
△△ 花子 <△△△@△△.ne.jp>  
このたびの選挙では  
是非○○さんを  
当選させましょう。

○○ 太郎 <○○○@○○.ne.jp>  
私は、このたびの選挙に  
出馬しました○○ 太郎です。  
清き一票を、お願いします。

※電子メールアドレス等の表示義務

電子メール

○○太郎<○○○@○○.ne.jp>  
私は、このたびの選挙に  
出馬しました○○太郎です。  
清き一票を、お願いします。

※氏名、電子メールアドレス等の表示義務  
※一定の記録の保存義務  
自らアドレスを通知し、受信に同意した相手等送信先には一定の制限があります。

有権者

